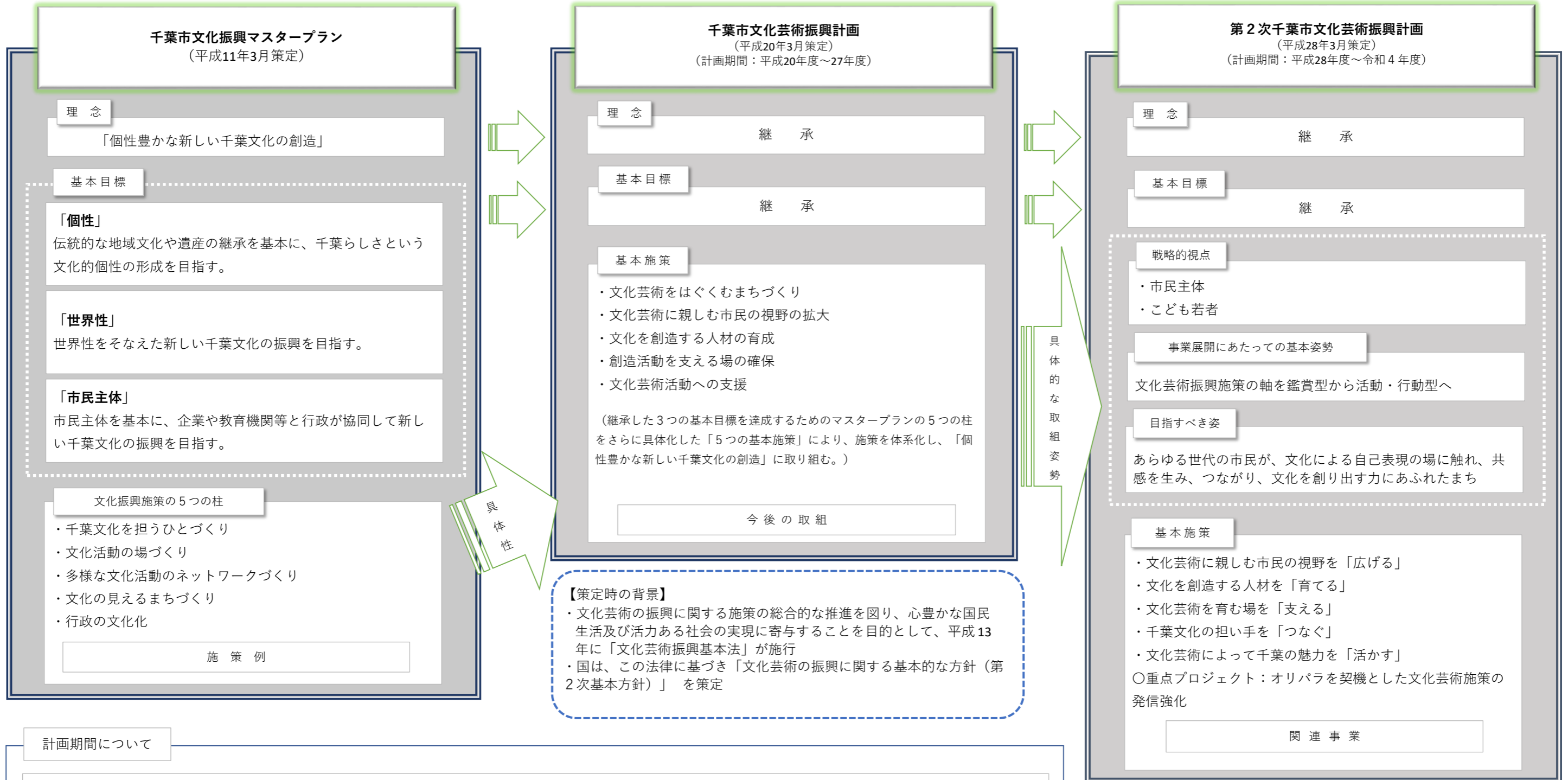


千葉市文化振興マスタープランは、長期的な視野に立って、本市の文化振興の理念と目標、施策の方向性を定めたものです。
 千葉市文化芸術振興計画・第2次千葉市文化芸術振興計画では、マスタープランの理念のもと、その目標を達成するために、より具体的な施策と今後の取り組みを掲げました。



計画期間について

【千葉市文化芸術振興計画の計画期間】
 本計画の計画期間は、本市の市政運営の指針である「新総合ビジョン」に基づき策定された、中長期的な都市づくりの基本的方向性を示す「ちば・ビジョン 21」の計画期間に合わせ、平成20年度から「ちばビジョン 21」の終了年度である平成27年度までの8年間としていた。

【第2次千葉市文化芸術振興の計画期間】
 国の「文化芸術振興基本法」に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の「第6次基本方針」が、平成34年（令和4年）に公表されると想定し、また、望ましい都市の姿を示している「千葉市基本構想」に定める基本目標等を実現するために、基本方針や今後の施策展開の方向性などを示した「千葉市新基本計画（平成24年度～33年度）」の次期計画が策定される、令和4年度までの7年間としていた。

【策定時の背景】

- ・国が「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を第4次基本方針策定（平成27年5月）
- ・劇場音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月）の施行
- ・東京オリンピックパラリンピックの開催